

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2020-45362(P2020-45362A)

【公開日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2020-012

【出願番号】特願2019-221419(P2019-221419)

【国際特許分類】

C 0 7 K	14/605	(2006.01)
A 6 1 K	38/16	(2006.01)
A 6 1 K	38/26	(2006.01)
A 6 1 K	47/54	(2017.01)
A 6 1 K	47/55	(2017.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	5/48	(2006.01)
A 6 1 P	7/02	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	19/08	(2006.01)
A 6 1 P	19/10	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

C 0 7 K	14/605	Z N A
A 6 1 K	38/16	
A 6 1 K	38/26	
A 6 1 K	47/54	
A 6 1 K	47/55	
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	5/48	
A 6 1 P	7/02	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	9/10	1 0 3
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	19/08	
A 6 1 P	19/10	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の一般式：

R<sup>1</sup> - Z - R<sup>2</sup>

(前記式中、

R<sup>1</sup>は、H-、C<sub>1-4</sub>アルキル、アセチル、ホルミル、ベンゾイル、トリフルオロアセチル又はpGluであり、

R<sup>2</sup>は、-NH<sub>2</sub>又は-OHであり、そして

Zは、

Y - Aib - Q G T F T S D Y S I Y L D K - K ([17-カルボキシ-ヘプタデカノイル]-イソGlu-Peg3-Peg3)-AQRAFVEWLALQGPSSGA  
PPPS,

Y - Aib - Q G T F T S D Y S I Y L D K - K ([17-カルボキシ-ヘプタデカノイル]-イソGlu)-AQRAFVEWLALQGPSSGA  
PPPS,

Y - Aib - Q G T F T S D Y S I Y L D K - K (オクタデカノイル-イソGlu-Peg3-Peg3)-AQRAFVEWLALQGPSSGA  
PPPS,

Y - Aib - Q G T F T S D Y S I A L E K - K (オクタデカノイル-イソGlu-Peg3-Peg3)-AQRAFVEWLALQK、及び

Y - Aib - Q G T F T S D L S I A L E K - K (オクタデカノイル-イソGlu-Peg3-Peg3)-AQRAFVEWLALQK、

から選択されるペプチドである)により表される配列を含む、グルカゴン-GLP-1-GIPトリプルアゴニスト化合物又はその医薬上許容される塩もしくは溶媒和物。

【請求項2】

請求項1に記載のトリプルアゴニスト化合物又はその医薬上許容される塩もしくは溶媒和物をキャリアとの混合物として含む、医薬組成物。

【請求項3】

注射又は注入による投与に適する液体として製剤化され、又は、前記トリプルアゴニスト化合物の徐放を起こさせるように製剤化される、請求項2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

医療処置の方法における使用のための、請求項1に記載のトリプルアゴニスト化合物又はその医薬上許容される塩もしくは溶媒和物。

【請求項5】

代謝疾患の治療及び/又は予防方法における使用のための、請求項1に記載のトリプルアゴニスト化合物又はその医薬上許容される塩もしくは溶媒和物。

【請求項6】

前記代謝疾患は糖尿病もしくは糖尿病関連疾患又は肥満もしくは肥満関連疾患である、請求項5に記載の使用のためのトリプルアゴニスト化合物。

【請求項7】

糖尿病関連疾患はインスリン抵抗性、グルコース不耐性、空腹時グルコース増加、糖尿病前症、1型糖尿病、2型糖尿病、妊娠糖尿病、高血圧症、脂質異常症、骨関連疾患又はそれらの組み合わせである、請求項6に記載の使用のためのトリプルアゴニスト化合物。

【請求項8】

糖尿病関連疾患は、骨折の危険性の増加を含む骨粗しょう症である、請求項7に記載の使用のためのGIP類似体又はその医薬上許容される塩もしくは溶媒和物。

**【請求項 9】**

糖尿病関連疾患はアテローム性動脈硬化症、動脈硬化症、冠動脈心疾患、末梢動脈疾患、脳卒中であり、又は、アテローム生成脂質異常症、血液脂肪障害、血圧上昇、高血圧症、血栓形成促進性状態及び炎症促進性状態に関連する状態である、請求項 6 に記載の使用のためのトリプルアゴニスト化合物。

**【請求項 10】**

血液脂肪障害は高トリグリセリド、低HDLコレステロール、高LDLコレステロール及び動脈壁におけるブラークの蓄積、又はそれらの組み合わせである、請求項 9 に記載の使用のためのトリプルアゴニスト化合物。

**【請求項 11】**

前記血栓形成促進性状態は、血液中の高フィブリノーゲンレベル及び血液中の高プラスミノーゲン活性化因子阻害剤 - 1 レベルを含む、請求項 10 に記載の使用のためのトリプルアゴニスト化合物。

**【請求項 12】**

炎症促進性状態は血液中の上昇したC - 反応性タンパク質レベルを含む、請求項 10 に記載の使用のためのトリプルアゴニスト化合物。

**【請求項 13】**

肥満関連疾患は肥満関連炎症、肥満関連胆嚢疾患又は肥満誘発性睡眠時無呼吸症であるか、又は、肥満関連疾患はアテローム生成脂質異常症、血液脂肪障害、血圧上昇、高血圧症、血栓形成促進性状態及び炎症促進性状態又はそれらの組み合わせから選ばれる状態に関連していることができる、請求項 9 に記載の使用のためのトリプルアゴニスト化合物。